

外貨普通預金 商品説明書

平成23年4月1日現在

商品名	外貨普通預金
ご利用いただける方	個人（満20歳以上の方）および法人のお客さま
取扱通貨	米ドル、ユーロ、豪ドル等（その他の通貨は店頭へお問い合わせください）
期間	払戻しに関する期間の定めはありません。
預入 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	当行の国内本支店窓口（草津市役所出張所、代理店を除く）で、お預入れできます。 0.01 通貨以上（通貨によって異なる場合があります） 0.01 通貨単位（通貨によって異なる場合があります）
払戻方法	・口座開設店でお引出しいただけます。
お取引相場 （1）お預入相場 （2）お引出相場	お預入時とお引出時の為替相場は異なります。 お預入日の T T S レート（円から外貨に交換する時の為替相場） お引出日の T T B レート（外貨から円に交換する時の為替相場） （注）T T S レートと T T B レートの差は通貨によって異なります。（米ドルの場合、1米ドルあたり2円。ユーロの場合、1ユーロあたり3円。豪ドルの場合、1豪ドルあたり4円。）たとえ為替相場に変動がなくても、T T S と T T B の差がお客さまのご負担となり、お受取円貨額がお預入円貨額を下回り、元本割れとなる場合があります。なお、T T S と T T B は為替相場の変動によって変わります。
利息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法	預入日、通貨種類によって異なります。市場金利の動向等に応じて毎日決定し、店頭に表示する金利を適用します。（金利については店頭でお問い合わせください） 毎年2月と8月の当行所定の日以外貨にてお支払いいたします。 付利単位を1補助通貨単位とした1年を365日とする日割りにより計算します。（単利）
店頭表示金利	店頭表示金利は市場実勢により、随時変更されます。 なお、当行では東京外貨コール市場を参考指標としています。東京外貨コール市場とは、銀行等が短期の外貨資金を取引きする市場のことです。
税金	個人のお客さま ・源泉分離課税（所得税15%、住民税5%） 法人のお客さま ・総合課税（非課税法人の場合は非課税）
手数料 （消費税はかかりません）	外貨預金のお預入れやお引出し方法によって手数料がかかる場合があります。 ・外貨現金によるお預入れ・・・3.00円/米ドル、5円/ユーロ、9.70円/豪ドル（全通貨最低1,500円） その他の通貨については店頭へお問い合わせください。 ・外貨現金によるお引出し・・・3.00円/米ドル、5円/ユーロ、9.70円/豪ドル（全通貨最低1,500円）

	<p>(注)一部店舗では外貨現金の取扱いはしてありません。金額によってお取扱いできない場合がありますので、事前に店頭へお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外貨旅行小切手によるお預入れ・・・取扱金額の0.05% (最低2,500円) + 立替金利 (立替金利は通貨の種類によって異なります)</li> </ul> <p>(注)一部店舗では外貨旅行小切手の取扱いはしてありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国送金によるお預入れ・・・取扱金額の0.05% (最低2,500円)</li> <li>・外貨お引出しによる外国送金・・・取扱金額の0.05% (最低2,500円) + 送金手数料 (最高4,000円) + 支払銀行手数料 (海外送金かつ海外銀行手数料が依頼人負担の場合、2,500円)</li> </ul>
付加できる特約事項	・マル優の取扱いはできません。
中途解約時の取扱い	・定めなし
預金保険	・預金保険の対象外です。
元本割れリスク	・外貨預金は外貨建ての利回りは確定しますが、円利回りはお預入時とお引出時の為替相場の差によって変動します。お引出時の為替相場がお預入時の為替相場より円安になると「為替差益」が発生しますが、逆に円高になると「為替差損」が発生し、お受取円貨額がお預入円貨額を下回り、元本割れとなる場合があります。
お取扱店舗	・国内本支店 (草津市役所出張所、代理店を除く)
お取扱時間	<p>・米ドルは午前10時30分、米ドル以外は午前11時30分以降午後3時まで店頭でお取扱いいたします。</p> <p>(注)銀行休業日はお取扱いできません。</p>
証書 / 通帳	・ステートメント方式 (テレホンバンキング利用可) または通帳式 (テレホンバンキング利用不可)
その他参考となる事項 (1) 為替差益への課税  (2) ATMでのお取引 きについて	<p>個人のお客さま</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・為替差益は雑所得として確定申告が必要な場合があります。なお、為替差損については、黒字の雑所得から差し引くこと (損益通算) ができます。詳しくは税理士等にご相談ください。</li> </ul> <p>法人のお客さま</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合課税 (非課税法人の場合は非課税)</li> <li>・なお、会計・決算処理については税理士・公認会計士等にご相談ください。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ATMでのお取引はできません。</li> <li>・キャッシュカードの発行はできません。</li> </ul>

商号：株式会社 滋賀銀行

当行が契約している指定紛争解決機関は一般社団法人全国銀行協会です。

連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772